

国海安第 100 号の 2
平成 18 年 12 月 6 日

(社) 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
安藤 昇

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 満載喫水線規則 (昭和 43 年 運輸省令 第 33 号)
- ・ 小型船舶安全規則 (昭和 49 年 運輸省令 第 36 号)